

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
1	工事名:90林班落石除去工事 場所:鹿児島県熊毛郡屋久島町 履行期限:平成22年3月26日 転石除去:104.7m <sup>3</sup>	分任出負担行為担当官 屋久島森林管理署長 木暮 甲吉 鹿児島県熊毛郡屋久町安房166-5	平成22年2月19日	小牧建設株式会社 鹿児島市郡元1丁目1-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	10,410,750	9,922,500	95.3%	-	本工事対象箇所は、森林整備、森林保全管理事業の実行はもとより、年間10万人を超える登山者が利用する森林軌道であり、今後も落石の危険があることから、安全への配慮、地元からの早急の復旧要請、地域振興寄与のため緊急に復旧する必要があるため。	イ	-
2	平成21年度筑後川下流農業水利事業幹線水路岩神線(中山工区)緊急対策工事に伴う建物等事前調査他業務 福岡県柳川市三橋町中山地内 H22.2.24~H22.3.25	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月24日	大和コンサル株式会社 福岡県久留米市城南町23-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,606,500	1,575,000	98.0%	-	道路の陥没災害の復旧において、振動が予見されるためであり、地元を熟知している業者、数社に応諾を促したが当該業者1者のみであったため	イ	-
3	平成21年度筑後川下流農業水利事業幹線水路岩神線(中山工区)緊急対策工事 福岡県柳川市三橋町中山地内 H22.2.26~H22.3.9	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月26日	株式会社柿原組 福岡県福岡市中央区薬院3-4-21	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,218,500	5,040,000	96.5%	-	市道の他、生活道、通学路である道路の陥没災害のためであり、当該業者が本工事を施工しており、実状に精通しているため	イ	-
4	工事名:湯川内林道仮橋架設 工事請負契約 場所:鹿児島県出水市 履行期限:平成22年3月26日 延長:12.0m 幅員:4.0m	分任支出負担行為担当官 北薩森林管理署長 大川 有一 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3	平成22年3月10日	林建設株式会社 鹿児島市真砂町2-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,063,100	3,885,000	76.7%	-	北薩森林管理署が発注した林道改良工事及び22年度の森林整備事業箇所に通じる橋梁が老朽化による亀裂等が見つかったため、通行の安全確保を図るうえから緊急的かつ応急的に橋梁を補強する必要が生じたため。	イ	-
5	平成21年度ストックマネジメント技術高度化事業奥中山用水路漏水要因調査工事 岩手県二戸郡一戸町地内 平成22年3月19日~平成22年3月30日 土木一式工事	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局北上土地改良調査管理事務所庶務課長 草野 晴美 盛岡市青山4-11-1	平成22年3月19日	株式会社東野組 岩手県二戸郡一戸町一戸字本町115	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,265,500	3,255,000	99.6%	-	本業務は3月13日に発生した町道釜石田中開拓線下に埋設している奥中山第1幹線用水路の破断事故の復旧工事を行うものである。工事は4月1日からの給水開始前に完了する必要があること、現場道路は生活用道路であること等、早急な現地復旧が必要であり、緊急を要することから競争に付することができないため	イ	-
6	東北森林管理局舎耐震補強改修工事に伴う躯体補修工事 秋田県秋田市中通5-9-16 (H22.2.11~H22.3.20) 床ひび割れ補修 453m 床不陸調整 812m <sup>2</sup> 柱クラック補修 鉄筋露出補修 柱・梁ジヤンカ補修	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 古久保 英嗣 秋田県秋田市中通5-9-16	平成22年2月10日	飛島建設株式会社 東日本建築支社 東京都千代田区三番町2番地	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利)【関連工事】	21,802,988	16,450,000	75.4%	-	本工事は現在施工中の庁舎耐震工事と密接に関連し、本工事を施行しなければ、耐震工事の続行が不可能となり、工事遅延による工事費の増大を招くことから早期に本工事を実施しなければならないこと、また、耐震工事の施工者と契約することで、仮設経費等の諸経費の軽減が図られることで、競争に付すよりも有利である。	口	-
7	平成21年度筑後川下流農業水利事業幹線水路岩神線(中山工区)復旧工事 福岡県柳川市三橋町中山地内 H22.3.9~H22.3.31 管水路工	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月9日	株式会社柿原組 福岡県福岡市中央区薬院3-4-21	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利)【関連工事】	5,848,500	5,722,500	97.8%	-	市道の他、生活道、通学路である道路の陥没災害のためであり、現在緊急対策工事を施工中の当該業者が敷設した仮設備を引き続き使用することにより工期短縮、経費節減等見込めるため	口	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
8	平成21年度曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路整備工事 鹿児島県曾於市財部町北俣地内 H22.3.12 ~ H22.8.13	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 塚元 重光 鹿児島県曾於市財部町南俣 667	平成22年3月12日	戸田建設株式会社 九州支店 福岡県福岡市中央区白金2-13-12	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利)〔関連工事〕	33,222,000	32,550,000	97.9%	-	大良導水路整備工事は、平成18年度に契約した大良導水路(1工区)建設工事(以下「前工事」)から引き続き施工するものであるため。	口	-
9	迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業 荒砥沢ダム災害復旧(その3)工事 宮城県栗原市栗駒文字荒砥沢地内 平成22年3月23日から平成23年3月17日まで 土木工事一式	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年3月19日	株式会社大林組東北支店 仙台市青葉区上杉1-6-11	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利)〔関連工事〕	2,090,770,500	2,089,500,000	99.9%	-	前工事と不可分一体の工事のため	口	-
10	両総農業水利事業南部幹線用水路工事に係る費用負担に関する補償金 1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 高祖 幸晴 東金市松之郷2333	平成22年1月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
11	平成21年度幹線水路佐賀西部高域線工事に係る埋蔵文化財発掘調査(小城市)委託事業	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年1月4日	小城市 佐賀県小城市牛津町柿橋瀬1100-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,500,000	2,500,000	100.0%	-	埋蔵文化財発掘調査に関する契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	イ(二)	-
12	平成21年度幹線水路佐賀西部高域線工事に係る埋蔵文化財発掘調査(佐賀市)委託事業	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年1月4日	佐賀市 佐賀県佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	3,520,000	3,520,000	100.0%	-	埋蔵文化財発掘調査に関する契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	イ(二)	-
13	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井支線水路(井袋水路)改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月4日	関西電力株式会社 和歌山営業所 和歌山県和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関する契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
14	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井支線水路(小倉本線水路)改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月5日	関西電力株式会社 和歌山営業所 和歌山県和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関する契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
15	定期刊行購読料(第4四半期)	支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 山田 寿夫 札幌市中央区宮の森3条7丁目70	平成22年1月6日	毎日新聞円山・八軒専売所外 札幌市西区二十四軒3条7丁目	会計法第29条の3第4項(書籍)	-	2,435,353	-	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載	二(二)	-
16	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路打田工区その3)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月7日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
17	筑後川下流農業水利事業幹線水路西浜武線(立石下流工区)工事に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年1月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
18	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野区域(遺跡散布地(葛城市新村))に係る埋蔵文化財の発掘調査委託事業	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月8日	奈良県 奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,393,000	4,393,000	100.0%	-	埋蔵文化財の調査にあたっては、考古学等に関する高度な学識並びに経験と技術が必要であり、当該区域における発掘調査は、県立橿原考古学研究所において実施されてきている。このような県内の文化財の重要性や地域の包蔵地の実情も的確に把握されている機関を有するは奈良県以外に存在しないことから、契約の性質が競争を許さない。	イ(イ)	-
19	宮川用水第二期地区 導水路地上権変更契約	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原 親信 三重県伊勢市御園町新開892	平成22年1月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
20	新濃尾(一期)地区羽島用水路1号暗渠に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
21	新濃尾(一期)地区羽島用水路1号暗渠に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
22	新濃尾(一期)地区羽島用水路3号暗渠(下流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
23	新濃尾(一期)地区羽島用水路3号暗渠(上流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
24	新濃尾(一期)地区羽島用水路3号暗渠(上流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
25	新濃尾(一期)地区羽島用水路2号暗渠に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
26	新濃尾（一期）地区羽島用水路3号暗渠（上流）に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
27	新濃尾（一期）地区羽島用水路2号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月13日	河合製巧株式会社 名古屋市昭和区村雲町2-1	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
28	下久末線（垂見工区）工事に伴う電気工作物移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年1月15日	九州電力株式会社 大牟田営業所 福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,053,901	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
29	佐賀中部農地防災事業幹線水路（市）江川副線尼寺工区工事に伴う損失補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾 峰雄 佐賀県佐賀市兵庫町大字渕1872	平成22年1月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
30	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営水路等その1（初瀬川工区第3号幹線その5）改修工事に伴う地上権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業の実行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
31	新濃尾（二期）地区宮田導水路1号サイホン建設工事に伴う土地売買契約（713.30m <sup>2</sup> ）	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森 三治 名古屋市中区三の丸1-2-2	平成22年1月20日	大竹配送有限会社 犬山市大字羽黒新田字米野前1番地の10	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
32	新濃尾（二期）地区宮田導水路1号サイホン建設工事に伴う支障施設移設補償（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月20日	大竹配送有限会社 犬山市大字羽黒新田字米野前1-10	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
33	吉野川下流域農地防災事業大寺工区埋蔵文化財発掘調査委託業務（徳島県板野郡板野町大寺字高樹地内）H22.1.21～H22.3.31その他業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年1月21日	徳島県 徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項（法令等の規定）	10,626,000	10,626,000	100.0%	-	文化財保護法第99条に基づき、徳島県では徳島県教育委員会が埋蔵文化財発掘調査を行うこととなっており競争を許さないため。	イ(二)	-
34	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う借家人補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年1月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	2,906,508	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
35	北総中央農業水利事業 10号調整水槽工事に係る土地売買代金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 皆川 芳嗣 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成22年1月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	随意契約によらざるを得ないものとして財務大臣通知に記載。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
36	那賀川(二期)農地防災事業 南岸幹線水路(その4)工事に伴う電線路移転工事費用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年1月22日	四国電力株式会社 徳島支店阿南営業所 徳島県阿南市富岡町淹ノ下2-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,593,597	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
37	大崎農業水利事業岩堂沢ダム建設工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 小泉 勝 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成22年1月22日	鳴子町南原土地改良事業共同施行委員長 宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷65番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
38	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年1月25日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,846,217	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	中津山農業水利事業 土地売買契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年1月25日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
40	中津山農業水利事業 損失補償契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年1月25日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
41	鳴瀬川(二期)農業水利事業 上川原頭首工建設工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 小泉 勝 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成22年1月25日	加美町 宮城県加美郡加美町字西田三番5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
42	10~12月分事務所維持管理費(大和紀伊) 1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年1月26日	大和平野土地改良区 奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,924,240	1,924,240	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	口	-
43	新濃尾(一期)地区羽島用 水路3号暗渠(下流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月27日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
44	新濃尾(一期)地区羽島用 水路3号暗渠(上流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年1月27日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
45	筑後川下流農業水利事業幹線水路西浜武線(立石下流工区)工事に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年1月28日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
46	新濃尾(一期)地区羽島用 水路3号暗渠(上流)区分地上権設定変更契約 (971m <sup>2</sup> )	支出負担行為担当官 東海農政局長 竹森 三治 名古屋市中区三の丸1-2-2	平成22年1月28日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
47	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営水路等その3(御所工区幹線2工区その4)改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
48	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営水路等その3(御所工区幹線2工区その4)改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
49	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,756,095	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
50	政府所有米穀廃棄処理業務	食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 九州農政局食糧部長 宮本佳明熊本県熊本市八王寺町1-20	平成22年2月2日	有限会社福岡ダストサービス 福岡県福岡市博多区金の隈3-1-19	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	14,320,242	14,320,242	100.0%	-	法令の規定により、契約相手方が一に定められるため	イ(イ)	「単価契約」
51	南部幹線水路(乙瀬工区その2)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月2日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,003,104	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
52	南部幹線水路(乙瀬工区その2)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月2日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,722,816	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
53	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井支線水路(三ヶ水路)改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月4日	関西電力株式会社 和歌山営業所 和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
54	中津山農業水利事業 土地売買契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年2月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
55	新濃尾（一期）地区羽島用水路1号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年2月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
56	新濃尾（一期）地区羽島用水路1号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年2月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
57	新濃尾（一期）地区羽島用水路1号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年2月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
58	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,714,076	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
59	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	3,784,574	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
60	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	5,358,774	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
61	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野県営左岸幹線水路その2（貴志川右岸水路その4）改修工事に伴う物件移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月9日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
62	北部幹線水路（川端工区その8）工事に伴う区分地上権設定対価	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月9日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,054,992	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
63	北部幹線水路（川端工区その7・8）工事及び北部幹線水路（川端工区）原形復旧その1工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月9日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,557,307	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
64	北部幹線水路(川端工区その7)工事及び北部幹線水路(川端工区)原形復旧その1工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月9日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,438,575	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
65	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事務所長 神越 義範 富山県砺波市幸町8-20	平成22年2月9日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,799,475	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
66	西浜武線(折地工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事務所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月10日	九州電力株式会社 福岡支店八女営業所 福岡県八女市本町字矢原町東裏467	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,971,289	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
67	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇所井支線水路(七ヶ分水路)改修工事に伴う電気通信設備の移転等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月10日	西日本電信電話株式会社和歌山支店 和歌山市一番丁5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
68	第十幹線水路(3工区その5)工事及び第十幹線水路(4工区その3)工事に係る区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,249,728	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
69	田川城島4号線(堀田工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月15日	九州電力株式会社 久留米営業所 福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,216,757	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
70	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営佐保川工区第2号幹線その1改修工事に伴う建物等修復費用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
71	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰用水路に係る費用負担に関する補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一 青森県つがる市木造萩野18-7	平成22年2月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,383,151	-	-	公共事業を実施する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
72	中木室3号線(上牟田口工区)工事に伴う電気通信設備移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月16日	西日本電信電話株式会社福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,172,315	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
73	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営水路等その3(御所工区幹線2工区その5)改修工事に伴う土地売買契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
74	大和紀伊平野農業水利事業(二期大和平野県営水路等その3(御所工区幹線2工区その5)改修工事に伴う土地売買契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
75	北総中央農業水利事業8-2号調整水槽工事に係る土地売買代金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 皆川 芳嗣 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成22年2月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
76	北総中央農業水利事業8-2号調整水槽工事に係る土地売買代金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 皆川 芳嗣 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成22年2月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
77	北総中央農業水利事業2号調整水槽工事に係る土地売買代金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 皆川 芳嗣 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成22年2月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	那賀川(一期)農地防災事業左岸工事用道路工事に伴う物件移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年2月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,230,480	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
79	大溝線(横溝本村工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年2月19日	九州電力株式会社 久留米営業所 福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,419,566	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	中津山農業水利事業損失補償契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年2月19日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
81	中津山農業水利事業後谷地排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,559,120	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	中津山農業水利事業後谷地排水機場取付水路工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,484,642	-	-	公共事業を実行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
83	中津山農業水利事業後谷地排水機場取付水路工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	7,289,668	-	-	公共事業を施行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
84	中津山農業水利事業後谷地排水機場取付水路工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 樋口 康平 宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	7,944,168	-	-	公共事業を施行する際の権利取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
85	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路打田工区その3)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
86	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路打田工区その3)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年2月22日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
87	右岸高瀬川等除塵機製作据付工事の水道移転補償	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 山口 康晴 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地	平成22年2月22日	斐川宍道水道企業団	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,342,664	-	-	公共事業に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
88	北総中央農業水利事業10号調整水槽工事に係る土地売買代金1式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所長 稻森 幹八 千葉県八街市八街に456-1	平成22年2月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
89	宮川用水第二期地区1号幹線水路御園工区その11他工事に伴う電力線路等移設補償	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原 親信 三重県伊勢市御園町新開892	平成22年2月23日	中部電力株式会社 伊勢営業所 伊勢市岩渕1-9-24	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
90	隈戸川農業水利事業幹線用排水大屋工区トンネル工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成22年2月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,388,892	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
92	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,555,572	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
93	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,575,324	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,131,704	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,076,032	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
96	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,061,532	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
97	南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,259,384	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
98	中海干拓事業 古地井手川水路他整備工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 松江市八束町江島1054-5	平成22年2月25日	中国電力株式会社 米子営業所 鳥取県米子市加茂町2-51	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,136,015	-	-	事業用地に係る補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
99	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,000,954	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
100	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,493,479	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
101	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,752,108	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
102	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,032,380	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
103	東部幹線水路(北村工区)原形復旧その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,551,980	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
104	春江北部用水路工事施行に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 内村 重昭 金沢市広坂2-2-60	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	48,651,502	-	-	公共事業の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	隈戸川農業水利事業幹線用水路大屋工区トンネル工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
106	隈戸川農業水利事業幹線用水路大屋工区トンネル工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成22年2月26日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
107	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,003,310	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
108	柿原取水口管理用道路工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,203,200	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
109	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,611,060	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
110	宮川用水第二期地区 五桂池注取水施設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 梶原 親信 三重県伊勢市御園町新開89	平成22年3月1日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の土地の取得に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
111	筑後川下流農業水利事業幹線水路田川城島線(その2)山の井川横断工事に伴う区分地上権設定対価	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月2日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う区分地上権に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
112	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営水路等その1(初瀬川工区第1号幹線川西支線その8)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月2日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
113	岩木川左岸(二期)農業水利事業 東保1号幹線用水路工事に伴う電気通信線路設備移転等工事費用補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一 青森県つがる市木造萩野18-7	平成22年3月2日	東日本電信電話株式会社青森支店 青森県青森市橋本2-1-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
114	曾於北部(一期)農業水利事業に伴う事業損失補償	支出負担行為担当官 九州農政局長 宮本 敏久 熊本県熊本市二の丸1-2	平成22年3月3日	大峯水利組合 鹿児島県曾於市財部町北俣7164	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	35,143,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
115	柿原取水口管理用道路工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,009,560	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
116	柿原取水口管理用道路工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,051,672	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
117	南部幹線水路幹線分水工工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,136,700	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
118	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,213,656	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
119	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,357,490	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
120	柿原取水口管理用道路工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,766,600	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
121	岩木川左岸(二期)農業水利事業 東保1号幹線用水路第一工区(その13)工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一 青森県つがる市木造萩野18-7	平成22年3月3日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
122	昭代3号線(七ヶ家上工区)工事外に伴う電気工作物移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事務所長 松永 浩二 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月4日	九州電力株式会社 大牟田営業所 福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,047,267	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
123	筑後川下流農業水利事業幹線水路田川城島4号線(その1)工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地取得に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
124	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,011,031	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
125	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,187,686	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
126	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,269,367	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
127	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,286,728	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
128	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,452,063	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
129	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,887,588	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
130	北部幹線水路(桧工区その6)工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月4日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,017,252	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
131	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(西分上流工区)工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う物件移転に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
132	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
133	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
134	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
135	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
136	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
137	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
138	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に伴う形質変更に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
139	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,695,978	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
140	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,795,497	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
141	北部幹線水路(大寺工区その2,その5)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月5日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,098,764	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
142	那賀川(二期)農地防災事業南岸幹線水路(その5)工事に伴う電線路移転工事費用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月8日	四国電力株式会社 徳島支店阿南営業所 徳島県阿南市富岡町滝ノ下2-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,536,948	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
143	南部幹線水路(乙瀬工区その2)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,595,352	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
144	南部幹線水路(乙瀬工区その2)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月8日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,716,352	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
145	沖永良部農業水利事業下城ファームボンド工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 野道 彰一 鹿児島県大島郡知名町知名	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
146	沖永良部農業水利事業下城ファームボンド工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 野道 彰一 鹿児島県大島郡知名町知名	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
147	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野小田井県営水路(紀の川工区その2)改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
148	国営野洲川沿岸農地防災事業所駐車場の原形復旧に要する経費	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月10日	甲賀農業協同組合 滋賀県甲賀市水口町暁6111-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	-	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する原形復旧に要する費用負担に對して行う契約であるため随意契約を行うものである。	口	-
149	北部幹線水路(川端工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	8,287,288	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
150	新濃尾(一期)地区羽島用水路3号暗渠(上流)に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	阿部商事有限会社 四日市市西新地203	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
151	新濃尾(一期)地区羽島用水路2号暗渠に係る区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
152	新濃尾（一期）地区羽島用水路3号暗渠（上流）に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
153	新濃尾（一期）地区羽島用水路2号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
154	新濃尾（一期）地区羽島用水路3号暗渠（上流）に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	阿部商事有限会社 四日市市西新地203	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
155	新濃尾（一期）地区羽島用水路3号暗渠（上流）に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
156	新濃尾（一期）地区羽島用水路3号暗渠（上流）に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
157	新濃尾（一期）地区羽島用水路2号暗渠に係る区分地上権設定（一式）	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 上田 隆茂 愛知県一宮市八幡5-1-14	平成22年3月10日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
158	肝属中部（二期）農業水利事業鹿屋幹線水路（上名萩崎工区）工事に伴う水道管設置補償費	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 廣瀬 峰生 鹿児島県鹿屋市新川町597	平成22年3月11日	鹿屋市水道事業鹿屋市長 鹿児島県鹿屋市寿2-11-18	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,608,439	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
159	佐賀中部農地防災事業幹線排水路（嘉瀬線）工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾 峰雄 佐賀県佐賀市兵庫町大字渕1872	平成22年3月12日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	-	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
160	柿原取水口管理用道路及び柿原取水口沈砂池整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月12日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	1,093,486	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
161	北部幹線水路（桧工区その5）工事に伴う損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月12日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	-	2,298,844	-	-	公共事業の実行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
162	南部幹線水路(東中富工区) 建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月12日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,893,969	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
163	隈戸川農業水利事業幹線用 水路大屋工区トンネル工事に 伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉 福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成22年3月12日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
164	筑後川下流農業水利事業幹 線水路岩神線による事業損失 補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
165	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野六箇井支線 水路(鴨居水路その3)改修工 事に起因する損害等の補償 契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
166	国営新湖北土地改良事業所 庁舎の原形復旧に要する費用 負担補償契約 1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局新湖北農業水利事業所長 土屋 健太郎 滋賀県長浜市高月町渡岸寺151-3	平成22年3月15日	湖北土地改良区 滋賀県長浜市高月町渡岸寺155-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する原形復旧に要する費用負担に対して行う契約であるため随意契約を行うものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
167	国営総合農地防災事業野洲 川沿岸(二期)地区の実施に 伴う公共補償に係る補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月15日	野洲川土地改良区 滋賀県甲賀市水口町の場5番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
168	第十幹線水路(1工区その2) 工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月15日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,020,240	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
169	徳之島用水(一期)農業水利 事業徳之島ダム建設工事に 伴う天城町農道の機能回復補 償	支出負担行為担当官 九州農政局長 宮本 敏久 熊本県熊本市二の丸1-2	平成22年3月16日	天城町 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	14,280,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
170	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野県営左岸幹 線水路等改修工事に伴う電気 通信設備の移設等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月16日	西日本電信電話株式会社和歌山支店 和歌山県和歌山市一番丁5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
171	大和紀伊平野農業水利事業 (二期)紀伊平野県営左岸幹 線水路等改修工事に伴う電気 通信設備の移設等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月16日	西日本電信電話株式会社和歌山支店 和歌山県和歌山市一番丁5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
172	平田船川汐止堰工事に係る土地使用補償	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 山口 康晴 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地	平成22年3月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,143,660	-	-	公共事業に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
173	平田船川汐止堰工事に係る土地使用補償	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 山口 康晴 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地	平成22年3月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,146,101	-	-	公共事業に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
174	那賀川(一期)農地防災事業左岸工事用道路工事に伴う物件移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	¥1,535,808	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
175	南部・第十幹線水路原形復旧その3工事に伴う水道施設移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2	平成22年3月16日	板野町水道事業管理者	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,078,883	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
176	外山調整水槽建設工事及び外山幹線用水路工事に伴う土地取得代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 清水 洋一 新潟県佐渡市畠野甲533	平成22年3月16日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,029,096	-	-	土地等の権利者との契約であるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
177	都城盆地農業水利事業 牧之原・月野原支線水路工事に係る物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 中野 實 宮崎県都城市都北町5225-5	平成22年3月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
178	那賀川(一期)農地防災事業左岸工事用道路工事に伴う土地取得代相当額補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月17日	宗教法人正八幡神社	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,841,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
179	那賀川(一期)農地防災事業那賀川幹線導水路(その13)工事に伴う費用負担額	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,385,257	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
180	平田船川漁船係留施設工事に係る土地代相当額補償	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 山口 康晴 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地	平成22年3月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,653,236	-	-	公共事業に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
181	平田船川漁船係留施設工事に係る土地代相当額補償	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 山口 康晴 島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地	平成22年3月17日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,404,558	-	-	公共事業に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
182	南部・第十幹線水路原形復旧その4工事及び第十幹線水路(1工区その2)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月18日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,185,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
183	迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業調整池造成工事に伴う補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年3月18日	迫川上流土地改良区 宮城県栗原市若柳川南戸ノ西4	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	349,863,400	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約になることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
184	建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治 福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成22年3月18日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,456,111	-	-	会計法第29条の3第4項(公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため)	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
185	建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治 福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成22年3月18日	ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,964,810	-	-	会計法第29条の3第4項(公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため)	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
186	都城盆地農業水利事業 牧之原・月野原支線水路工事に係る電気通信設備移転等工事費用補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 中野 實 宮崎県都城市都北町5225-5	平成22年3月19日	西日本電信電話株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市広島1-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,236,400	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
187	沖永良部農業水利事業余多揚水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 野道 彰一 鹿児島県大島郡知名町知名	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
188	沖永良部農業水利事業右岸浸透池工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 野道 彰一 鹿児島県大島郡知名町知名	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
189	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
190	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
191	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
192	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
193	国営新湖北土地改良事業余呉湖第二補給揚水機場水質調整設備の試行運転に係る費用負担補償契約1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局新湖北農業水利事業所長 土屋 健太郎 滋賀県長浜市高月町渡岸寺151-3	平成22年3月23日	湖北土地改良区 滋賀県長浜市高月町渡岸寺155-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償等に対して行う契約であり、契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
194	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区 野洲川ダム改修工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月23日	野洲川土地改良区 滋賀県甲賀市水口町の場5番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
195	中海干拓事業 搞屋工区暫定施設撤去工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 松江市八束町江島1054-5	平成22年3月23日	財団法人しまね農業振興公社 松江市北堀町15	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,693,700	-	0	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
196	鳴瀬川(一期)農業水利事業二ツ石ダム工事用道路工事に伴う土地取得対価相当額等補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局大崎農業水利事務所長 小泉 勝 宮城県大崎市古川大幡字月蔵119-1	平成22年3月23日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
197	筑後川下流農業水利事業幹線水路西浜武線(立石上流工区)工事に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
198	国営大和紀伊平野土地改良事業に支障となる給水管施設の停止に伴う補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月24日	橿原市 奈良県橿原市八木町1-1-18	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
199	南部幹線水路(日出家工区その1・2)工事及び南部幹線水路(日出家工区その1)原形復旧工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,158,178	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
200	那賀川(二期)農地防災事業 榴渕幹線水路(その1)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月24日	小松島市水道部 徳島県小松島市田浦町字中西85-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,512,650	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
201	香川用水土器川沿岸農業水利事業仁池導水路改修工事に伴う仁池における養魚事業が蒙る損失補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 有瀧 昇吾 香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成22年3月24日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	9,870,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
202	平成21年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需用費 H21.4.1 ~ H22.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川 幸彦 佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成22年3月25日	大町町 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,372,800	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
203	筑後川下流農業水利事業(筑後大堰掛かり)の無権原用地の事務処理に係る費用	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月25日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う行政需要に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
204	筑後川下流農業水利事業(筑後大堰掛かり)の無権原用地の事務処理に係る費用	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月25日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う行政需要に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
205	弓浜半島農業水利事業 米川用水路改修工事に係る補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 石田 弘 松江市八束町江島1054-5	平成22年3月25日	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,970,130	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
206	鳴瀬川(一期)農業水利事業 未処理用地の取扱いに関する費用負担補償契約	支出負担行為担当官 東北農政局長 宮崎 正義 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成22年3月26日	加美郡西部土地改良区 宮城県加美郡加美町字原高谷地屋敷2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業を実行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
207	都城盆地農業水利事業 田野頭首工建設に伴う下流堰土砂対策に係る補償費	分任支出負担行為担当官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 中野 實 宮崎県都城市都北町5225-5	平成22年3月29日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
208	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営団直接分水西6号線その1改修工事に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月29日	御所市 奈良県御所市1番地の3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
209	国営総合農地防災事業野洲川沿岸(二期)地区の実施に伴う公共補償に係る補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番43号	平成22年3月29日	甲賀市 滋賀県甲賀市水口町暁6053番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
210	平成21年度 国営総合農地防災事業野洲川ダム改修工事に伴う行政需要の増大に対する補償金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局野洲川沿岸農地 防災事業所長 宗岡 一正 滋賀県甲賀市水口町暁3番4 3号	平成22年3月29日	甲賀市 滋賀県甲賀市水口 町水口6053番地	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して行う契約であり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び相手方が限定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
211	南部・第十幹線水路原形復旧その4工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字 庄境2-1	平成22年3月29日	有限会社吉田総業 徳島市庄町1-62	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,924,172	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
212	平成21年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需用費 H21.4.1 ~ H22.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石 平野農業水利事業所長 尾川 幸彦 佐賀県杵島郡白石町大字東 郷1612-3	平成22年3月30日	江北町 佐賀県杵島郡江北 町大字山口1651-1	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,290,400	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
213	平成21年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需用費 H21.4.1 ~ H22.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石 平野農業水利事業所長 尾川 幸彦 佐賀県杵島郡白石町大字東 郷1612-3	平成22年3月30日	小城市 佐賀県小城市牛津 町柿瀬1100-1	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,323,529	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
214	平成21年度筑後川下流白石平野農業水利事業に伴う行政需用費 H21.4.1 ~ H22.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石 平野農業水利事業所長 尾川 幸彦 佐賀県杵島郡白石町大字東 郷1612-3	平成22年3月30日	白石町 佐賀県杵島郡白石 町大字福田1247-1	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,640,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
215	佐賀中部農地防災事業幹線水路(久保田線徳万上流工区)工事に係る上水道施設の機能回復補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防 災事業所長 大尾 峰雄 佐賀県佐賀市兵庫町大字渕 1872	平成22年3月30日	西佐賀水道企業団 佐賀県佐賀市久保 田町大字徳万57-2	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	6,094,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
216	都城盆地農業水利事業 江平支線水路(温水管橋)工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局都城盆地農業水 利事業所長 中野 實 宮崎県都城市都北町5225-5	平成22年3月30日	個人情報該当のた め非公開	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
217	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農 地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字 庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のた め非公開	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,115,569	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
218	南部幹線水路(富吉工区その3)工事等に伴う費用負担代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農 地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字 庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のた め非公開	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,147,295	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-
219	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農 地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字 庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のた め非公開	会計法第29 条の3第4項 (用地補償 契約)	-	1,532,160	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
220	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,619,940	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
221	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,714,240	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
222	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,025,016	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
223	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,149,850	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
224	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	3,568,200	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
225	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,246,310	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
226	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	4,714,090	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
227	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,032,425	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
228	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,732,870	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
229	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	5,760,230	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
230	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	7,303,790	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
231	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	8,291,600	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
232	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎 岡山市北区下石井1-4-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	10,319,660	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
233	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎 岡山市北区下石井1-4-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	10,443,540	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
234	中海干拓事業 中海・宍道湖淡水化中止に伴う補償代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎 岡山市北区下石井1-4-1	平成22年3月30日	安来市 島根県安来市安来町878-2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	13,133,988	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
235	北部幹線水路(板東・荻原工区)建設工事に伴う土地売買代	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎 岡山市北区下石井1-4-1	平成22年3月30日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	13,189,990	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
236	弓浜半島農業水利事業 米川用水路改修工事に伴う補償代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎 岡山市北区下石井1-4-1	平成22年3月30日	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	49,037,670	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
237	平成21年度徳之島用水農業水利事業に伴う行政需要 H21.4.1 ~ H22.3.26	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事業所長 下舞 寿郎 鹿児島県大島郡天城町天城1511-1	平成22年3月31日	天城町 鹿児島県大島郡天城町天城	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,848,400	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
238	国営沖永良部土地改良事業の施行に伴う平成20年度代替水源変更認可申請書作成業務委託に対する費用の負担代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 野道 彰一 鹿児島県大島郡知名町知名	平成22年3月31日	知名町 鹿児島県大島郡知名町知名307	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	8,610,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
239	筑後川下流農業水利事業幹線水路岩神線による事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田 知広 福岡県久留米市津福今町472-31	平成22年3月31日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
240	1~2月分事務所維持管理費(大和紀伊) 1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	大和平野土地改良区 奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,289,229	1,289,229	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	口	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
241	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営金剛3号工区橋原・櫛羅線改修工事に伴う水道施設の機能回復補償費	支出負担行為担当官 近畿農政局長 塚本 和男 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成22年3月31日	御所市水道事業管理者 奈良県御所市大字櫛羅2055	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し不可避的に生じる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
242	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営西部幹線水路(柳田川サイホン他)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償費	支出負担行為担当官 近畿農政局長 塚本 和男 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成22年3月31日	御所市水道事業管理者 奈良県御所市大字櫛羅2055	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し不可避的に生じる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
243	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営西部幹線水路北葛2号分水他改修工事に伴うガス供給施設の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	大和ガス株式会社 奈良県大和高田市旭南町8番36号	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
244	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営西部幹線水路北葛2号分水他改修工事に伴う水道施設の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	葛城市 奈良県葛城市柿本166番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
245	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路等(48号開渠他)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	天理市 奈良県天理市川原城町605	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
246	大和紀伊平野地区土地改良事業大和平野農業用用水施設改修工事の施行に係る用地補償業務に伴う費用負担補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	大和平野土地改良区 奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
247	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野国営水路等その1(初瀬川工区第1号幹線川西支線その7、8)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦 奈良県橿原市城殿町459番地	平成22年3月31日	天理市 奈良県天理市川原城町605	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
248	那賀川(二期)農地防災事業北岸幹線水路(その7)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月31日	阿南市 徳島県阿南市富岡町トノ町12-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,112,402	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
249	東部幹線水路(北村工区)原形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事業所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	四国電力株式会社 徳島支店 徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,214,335	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号または名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知状の根拠区分	備考
250	吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	鳴門市 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,423,246	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
251	国営吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金(北島町行政需要)	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	北島町 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,446,968	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
252	吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	藍住町 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,723,750	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
253	那賀川(二期)農地防災事業に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月31日	小松島市 徳島県小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,894,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
254	那賀川(二期)農地防災事業に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文 徳島県阿南市日開野町西居内456	平成22年3月31日	阿南市 徳島県阿南市富岡町トノ町12-3	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	1,908,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
255	南部・第十幹線水路その5工事及び南部・第十幹線水路原形復旧その3工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	個人情報該当のため非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,187,053	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
256	吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄 徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成22年3月31日	板野町 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	-	2,250,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
257	戸別所得補償制度導入推進事業(広報普及活動に係る新聞広告掲載業務)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 石田 寿 東京都千代田区霞が関1-2	平成22年1月18日	株式会社日本農業新聞 東京都台東区秋葉原2番3号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	4,000,000	-	-	できる限り早期に業務を実施する必要があるため	イ	-
258	世界遺産保全緊急対策事業(危険木処理71.87m3)	分任支出負担行為担当官 奈良森林管理事務所長 大賀 雅司 奈良市赤膚町1143-3	平成22年3月9日	株式会社嵐水 甲賀市水口町新城1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	2,992,500	-	-	橿原市に所在する歓傍山国有林においては、風雨等により樹木が民家屋根を壊したり、歩道周辺の枯損木の枝が落下する危険があり、緊急に処理する必要があるため。	イ	-
259	戸別所得補償制度導入推進事業(広報普及活動に係る新聞広告掲載業務)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 石田 寿 東京都千代田区霞が関1-2	平成22年3月12日	株式会社日本農業新聞 東京都台東区秋葉原2番3号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	4,000,000	-	-	できる限り早期に業務を実施する必要があるため	イ	-